

# 令和5年度 リサイクル産業支援セミナー

～青森県リサイクル製品認定制度について～

**R5.11.6 (月)**

**青森県 環境生活部 環境政策課  
循環型社会推進グループ**

# 青森県リサイクル製品認定制度ってなに？

## 概要

- ・ 循環資源（廃棄物等のうち有用なもの）を原材料としたリサイクル製品のうち、**一定の基準を満たす製品**を県が認定する制度

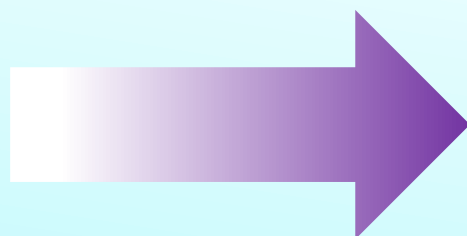
## メリット

- ・ 製品等に認定マークを表示して販売可能
- ・ **企業のイメージアップ**
- ・ **県発注工事などで優先的使用**
- ・ パンフレットや県ホームページなどで、**リサイクル製品をPR**



# どんな製品が認定されているの？




認定製品数



**364** (R5.10.31現在)

## 製品の例

※詳細は、県ホームページ及びリサイクル製品パンフレットを御覧ください。

品目	主な循環資源	製品写真
コンクリート製品	<ul style="list-style-type: none"> <li>•溶融スラグ (廃棄物や焼却灰等を高温で溶かし、冷却・固化して生成される副産物)</li> </ul>	
木質系土木資材	<ul style="list-style-type: none"> <li>•間伐材</li> <li>•低位利用木材 (林地残材、かん木、木の根、病虫獣害・災害などを受けた丸太から得られる木材、曲がり材、小径材などの木材)</li> </ul>	
特殊肥料	<ul style="list-style-type: none"> <li>•バーク (樹木の皮)</li> <li>•鶏糞</li> <li>•家畜ふん尿</li> <li>•ホタテ貝殻</li> </ul>	

# 認定までの流れはどんななの？

## 申請募集

- 年2回（5月、11月）募集
- 申請は無料（窓口は環境政策課）  
※申請等に関する相談は、随時行っています。

## 審査（認定基準への適合性）

### 事業場

製造

循環資源

環境保全

- 県内の事業者又は事業場で製造、若しくは加工したものか。
- 原材料となる循環資源が主に県内で発生したものか。
- 環境法令等の遵守、苦情等が発生していないか。

### 製品

安全性

規格

配合率

- 有害物質が土壌に溶出するおそれがないか。
- 必要な規格や品質が確保されているか。
- 循環資源の配合率基準に適合しているか。

## 認定

- 認定基準に基づき、認定の可否を決定し、認定証を交付。
- 有効期間は約3年（製品認定の日から3年目の年度末まで有効）

# 申請するにはどうすればいいの？

「リサイクル製品認定申請手続き」を参考に、認定申請様式及び必要書類を環境政策課に**2部**提出してください。

## 認定申請様式

第1号様式（第4条関係）

青森県知事 殿

年 月 日

住 所 [ ]  
電話番号  
氏 名 [ ]

リサイクル製品認定申請書

青森県リサイクル製品の認定及び使用の推進に関する条例第5条第1項の規定による認定を受けたいので、同条第2項の規定により、関係書類を添えて次のとおり申請します。

品 目	名 称		
用 途			
製造（加工）する事業場	所在地 名 称		
原 材 料	種 類	性 状	数 量
循環資源	配合率	%（うち県内発生分 %）	
	発生場所		
製造（加工）の方法			
寸 法			
重 量			
年間製造（加工）数量	申請前		
	認定後		
販売開始（予定）年月日	年 月 日		
安全性に関し試験を行った項目			
規 格	有・無	規格の種類	
		名 称	
		番 号 等	
配合率基準	有・無	商品類型	
参考事項			

## 必要書類

- 1 事業場の環境法令等適合証明書類
- 2 事業場の平面図
- 3 製造・加工用機械設備及び保守管理書類
- 4 製造・加工工程に関する書類
- 5 製品品質管理に関する書類
- 6 安全性、規格認定基準適合証明書類
- 7 製品原材料取引に関する書類
- 8 加工残渣等廃棄物処理に関する書類
- 9 法人設置届出書の写し、又は法人県民税及び法人事業税の納税証明書
- 10 製品写真データを記録したCD等
- 11 会社案内、パンフレット類
- 12 その他参考となる資料

※手続き及び様式等は県ホームページからダウンロード可能

# 認定基準ってなに？

各製品品目の認定に係る基準を定めたもの。現在、15品目について基準あり。

※**認定基準**は県ホームページの【青森県リサイクル製品認定制度ページ】からダウンロード可能

## 品目一覧

→ 品目ごとに「安全性」「規格」「循環資源の配合率」を規定

品目	品目
再生加熱アスファルト混合物	特殊肥料
インターロッキングブロック	産廃スラグ 利用コンクリート製品
セメント（高炉セメントB種）	産廃スラグ 利用アスファルト混合物
歩道用防護柵	再生ガラス発泡軽量資材
路面表示用塗料	一廃スラグ 利用コンクリート製品
植生基盤材	一廃スラグ 利用埋戻材、路床材、凍結抑制剤
屋根下地材	焼却灰利用埋戻材、路床材、凍結抑制剤
木質系土木資材	

認定基準がない品目を新たに申請したい場合は、環境政策課に御連絡ください。

# 認定後はどのようなことが必要？

## 販売実績報告

年一回、前年度の認定リサイクル製品の販売実績を県に報告

## 変更届・廃止届

申請内容の変更又は製品の廃止があった場合、県に届出  
(変更、廃止した日から30日以内)

## 立入検査対応

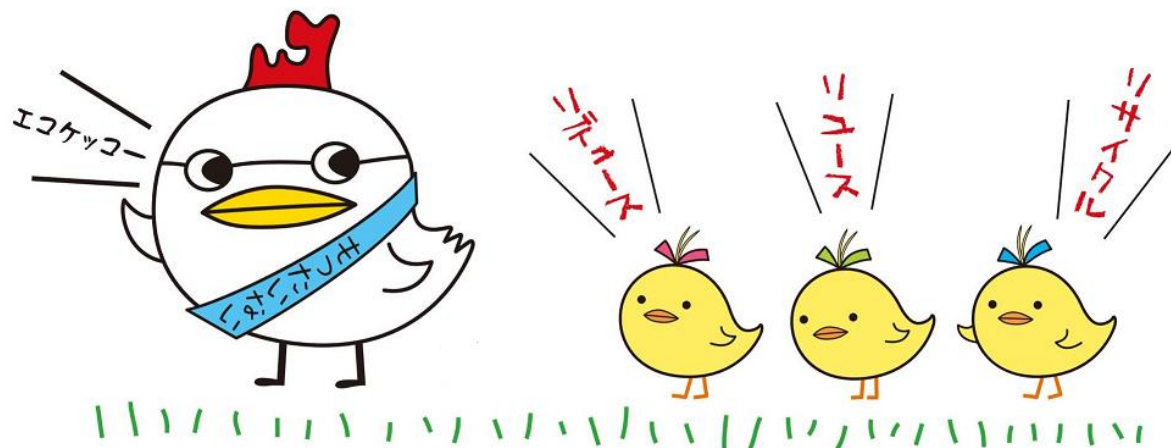
県で必要に応じて製造現場等への立入検査を実施

## 更新申請

認定期間満了（約3年）までに更新申請が必要

リサイクル製品の信頼性向上と需要拡大  
を目指しています。

ご興味のある事業者様は、ぜひ当課まで  
お問い合わせください！



がんばろう 3つのRでエコケッコー

<問い合わせ先>

環境政策課

循環型社会推進G (担当: 二瓶)

☎ 017-734-9249

✉ [kankyo@pref.aomori.lg.jp](mailto:kankyo@pref.aomori.lg.jp)